

「自助・共助・公助」の連携へ 防災・減災意識高揚を

9月1日は「防災の日」です。地震や台風などの自然災害の被害を最小限に食い止めるため、日常の備えの大切さを再認識する日です。

近年は、地震による大災害や局地的集中豪雨など、かつてない大災害が日本各地で発生し、各種防災対策が見直されています。訓子府町でも、さまざまな課題を少しずつ解決しながら、防災・減災対策を検討していきます。

また、11月には「防災講演会」を開催する予定で、町全体の防災・減災意識の高揚を図る考えです。

「防災の日」は、1923年（大正12年）9月1日に起きた関東大震災の教訓を忘れないことや、この時期に多い台風に対する意識を深めることなどから、1960年（昭和35年）に国が制定しました。防災週間は、8月30日から9月5日までとなっています。

自然災害の恐ろしさを再認識

大地震や津波、局地的大雨、竜巻や突風、落雷さらに大雪などによる自然災害は、訓子府町でも起きる可能性があります。自然災害の被害を最小限に食い止める「防災・減災」のために、町では「安全・安心のまちづくり」を心がけ各種施策を実施していますが、既存の町地域防災計画のあり方をはじめ備蓄品の整備など、さまざまな角度から防災や減災について検討していかなければなりません。

「公助」の体制を強化 日常の備え確認を

町では、大きな災害が起きると災害対策本部を設置して対応しますが、少しでも早く対応するために、初動体制マニュアルを策定しており、8月8日の降雨の際に初動のパトロール班が出動しました。

これは本町でも頻繁に発生する恐れのある風水害を中心とした体制ですが、町民の皆さんからの情報もいただきながら、早い時期に町内一円をパトロールし、必要に応じて土のう配置や交通規制、関係機関への連絡を行います。

また、従来の災害対応資材に加え、冬季災害も含めた暖房器具などの防災備蓄品の計画的整備を行っています。現在、備蓄している主な備蓄品は右下の表のとおりですが、まだまだ不足しており、備蓄計画の見直しを図りながら計画的な整備を続けていきます。



昨年の総合防災訓練・避難誘導訓練から



自助・共助には普段の心がまえの重要さと自主防災組織

防災・減災のためには、防災関係機関の迅速な活動だけではなく、地域の皆さん一人ひとりの普段の心がまえや備えが大切です。

地域の力を結集し、防災・減災対策に取り組む「自助・共助」の動きを拡大し、町などの防災対策である「公助」と連携していくことも重要で、災害からみんなで身を守るという意識を普段から持ちましょう。

もし、災害が起こった場合は、慌てず冷静に対応することです。「自助」は、自分の安全を確保すること、「共

助」は、隣近所の安全確認や避難所へ一緒に行動することを第一に考えることです。

「自主防災」＝「地域ぐるみの協力」

自主防災組織は、災害によって交通網が寸断したり、火災などにより消防や警察などの防災機関が十分な対応ができないときに、地域のことは地域で守るといって「地域ぐるみの協力体制」のことを言います。

災害の規模が大きくなればなるほど地域の防災機関がすべて災害現場に向かうことが難しくなるため、いち早く人命救助などを地域ぐるみで行うことが大切です。

11月に防災講演会

11月5日(火)夜に防災講演会を町公民館で開催します。

講師および内容など詳細は、10月号広報でお知らせしますが、大災害を経験した新潟県在住の元市長に、災害や防災の経験談、自助・共助・公助のあり方などについて講演していただく予定です。

気象庁「特別警報」を新たに設置

気象庁では、これまでの大雨・津波などの「警報」に加え、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合に呼びかける「特別警報」を、8月30日から発表することになりました。

特別警報が発表された場合は、一生のうちに何度も経験しないような非常に危険な状況で、気象庁では、「屋外の状況や避難指示・勧告に留意し、直ちに命を守るための最善の行動をとってください」と呼びかけています。

詳細は気象庁のホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

日常の備え確認を

- ① 非常食や懐中電灯など非常持出品の点検をする
- ② 3日程度の食料・飲料水を備える
- ③ 家の内外で危険な場所がないか確認しておく
- ④ 災害時の避難経路、避難場所を家族で確認しておく
- 災害時の対応
- ① 正確な情報収集と早めの行動をとる
- ② 避難の呼びかけに注意する
- ③ 動きやすい格好、二人以上で避難する
- ④ 車での避難は控える
- ⑤ 堤防などに車を放置しない

訓子府町の主な備蓄品

アルファ米・かんぱん・飲料水・毛布・保温シート・おむつ（大人用、幼児用）・大型ストーブ・ポータブルストーブ・発電機・乾電池

上記のほか、土のう袋やカップなど水防資材も備蓄しています。また、平成25年度にも上記同様の備蓄品や防寒着、簡易トイレなどの備蓄品も整備中です。

総務課交通防災係(☎47-2112 役場2階 窓口10番)

パーソントリップ調査(交通実態調査)にご協力を

将来の交通計画に役立て



「道を歩く」、「車を運転する」、「バスや鉄道を利用する」。

このような、皆さんの一日の動きを将来の交通計画に反映

させるため、北海道が中心となり、北見網走都市圏(北見市・網走市・訓子府町・美幌町・津別町・置戸町・大空町)を対象としたパーソントリップ調査を実施します。

人がどこからどこへ、どういう目的でどのような交通機関で移動したかなど、人の動き(パーソントリップ)を、ある一日について調べる

ことで現在の交通実態を把握し、将来の交通計画に役立てるものです。お聞きした内容は、調査の目的以外には使用しません。

毎日の生活にあった利用しやすい交通計画をつくるため、皆様のご協力をお願いします。

- 調査期間 10月中旬～11月
- 調査対象 町内の約350世帯
※あらかじめはがきでお知らせします。
- 調査方法 各世帯を調査員が訪問し調査票を配布・回収します
- 問合せ
 - ・企画財政課企画係 (☎47-2115 役場2階 窓口12番)
 - ・北見網走都市圏パーソントリップ調査実施本部 (☎0120-918-063 =フリーダイヤル 10時～18時 月～金曜日)

コミュニティ助成事業で草刈機を購入

西富実践会では、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業により草刈機26台を整備しました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回の整備によって、一斉草刈り作業が効率的にかつ迅速に行われ、より一層コミュニティ活動が活発になることが期待されます。



第2回臨時町議会

平成25年第2回臨時町議会が、8月12日に開催され、25年度一般会計補正予算、工事請負契約締結の2件の議案が原案どおり可決されました。

□一般会計補正予算
歳入歳出の予算に273万円を追加し、予算の総額を38億6,561万1,000円としました。

□工事請負契約の締結について
大谷沈砂池(擁壁)整備工事請負契約を締結することに同意しました。

2団体が採択対象事業に決定しました

町民税1%を活用した平成25年度の「地域活性化チャレンジ事業」の対象事業が決まりました。

下表の2団体に、8月19日に菊池町長が各団体の代表に採択決定通知書を手渡しました。



事業名	申請団体(代表者)	事業内容
紫式部販売促進事業	特定非営利活動法人福祉サポート きらきら本舗 (理事長 後藤武男)	安心・安全のシソ飲料の販売促進と障がいを持つ人の就労の場の創出
スノーマーチ販売促進事業	訓子府町馬鈴薯耕作組合 (組合長 武藤一仁)	病害虫に強いじゃがいもの新しい品種「スノーマーチ」を積極的にPRし、農業の活性化を図る

地域活性化
チャレンジ事業

9月9日は救急の日

救急医療週間 9月8日～14日

9月9日は「救急の日」です。北見地区消防組合消防署訓子府支署では、皆さんに救急業務の理解を深めていただき、応急手当の普及・啓発を図る活動を行っています。

昨年の救急出動189件

訓子府支署では、迅速な出動など救急活動に全力を挙げていますが、119番通報を受けてから現場到着までの所要時間は平均で6.6分(訓子府町平成24年平均値)となっています。

病気やけがにより、突然に心肺停止もしくはそれに近い状態になった場合、いかに早く救急蘇生法を行うかが、救急救命に大きく影響します。救命率を上げるには、そこに居合わせた方の迅速な通報、救急蘇生法が大切になります。大切な命を救うためにも、知識や技術を身に付けましょう。

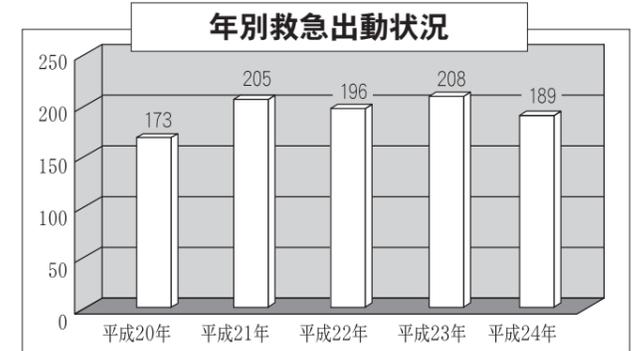
◆こんな使い方はやめましょう◆

- 救急車をタクシー代わりに利用する
- 昼間は病院が混んでいるので、時間外に受診するために救急車を呼ぶ

◆救急車が走行しているときは◆

- 救急車が自分の車に近付いてきたときは、左側に寄って救急車に進路を譲ってください
- 傷病者の家族の方などは、救急車を追走しないでください

大切な命を救うために



↑【救命の連鎖】事故現場などに居合わせた住民と救急隊員、そして医師の連携で命を救うことが「救命の連鎖」です。上の図左から3つの輪が住民が迅速に行うことを示し、右端の輪は救急から引き継いだ院内の処置を示しています。



応急手当法講習会が実施されます

北見赤十字病院との共同開催で、応急手当法講習会を実施します。

- とき 9月7日(土)9時～
- ところ 日本赤十字北海道看護大学(北見市曙町)
- 主催 北見地域救急医療対策協議会
- 問合せ 北見地区消防組合消防本部警防課(☎25-1518)

職場や地域などでの応急手当やAED使用方法などの講習会の問い合わせは、消防署訓子府支署(☎47-2419)へ

火事と救急は「119番」に

災害案内は☎25-5411

火災発生時に鳴ります町内5か所(消防庁舎・東町・若富町・末広町・日出町)のサイレンは、現在、町内会・実践会いずれでの火災発生時も同じ間隔で吹鳴しています。